



環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして～ 2007年版

2007年8月29日 / 9月7日
環境省
総合環境政策局 環境経済課



深刻になっている環境負荷

1秒間の世界の変化

1秒間に……

全世界から体育館32棟分、39万立方メートルのCO₂が排出。

140万人が1日に必要とする710トンの酸素が空気中から減少。

グリーンランドの氷河が1620立方メートル溶解鉄が22トン、テレビが4.2台、乗用車が1.3台生産されている。

人口が2.4人増加している。



日本の温暖化対策の状況

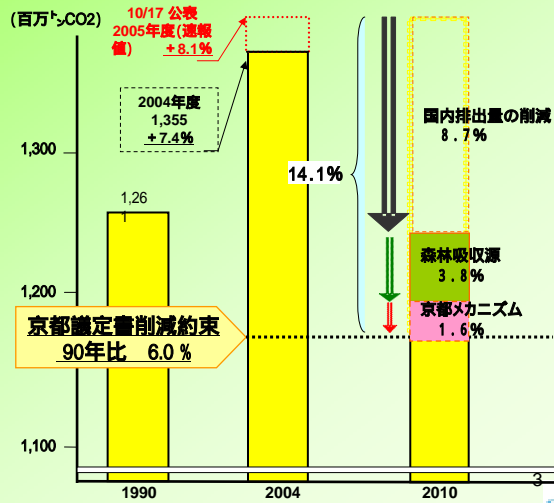
京都議定書における日本の約束は90年比6%削減

基本的考え方

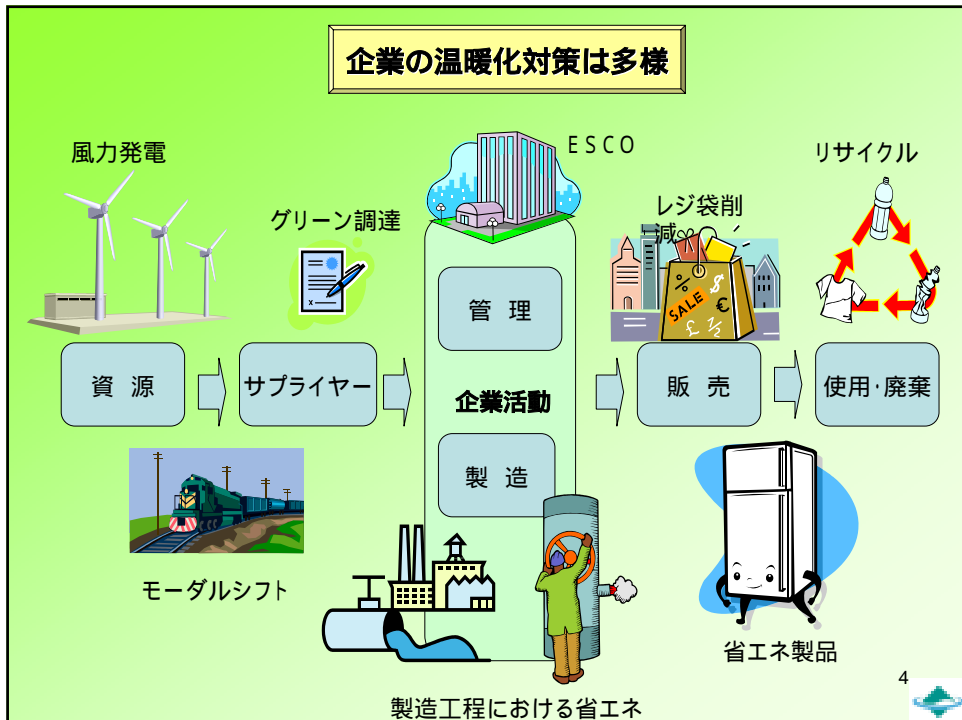
1. 京都議定書の6%削減約束の確実な達成
2. 地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減

21世紀は環境の世紀
地球温暖化は人類の
共通課題

我が国は、世界に冠たる環境先進国家として、環境と経済が好循環する社会を形成し、地球温暖化問題で世界をリードする。



企業の温暖化対策は多様



地球温暖化を止める政策手法の多様性

問題解決のための様々な手法

自主的手法

経団連自主行動計画
CSR推進 等

規制的手法

工場からの排出量の規制
自動車の燃費基準の設定 等

手続的手法

環境マネジメントシステム 等

情報的手法

環境ラベル
環境教育
環境会計

環境報告書

経済的手法

補助金
省エネ設備の購入に対する補助 等

環境税
CO2排出者への排出量に応じた課税

国内排出量取引制度
自主参加型国内排出量取引制度 等

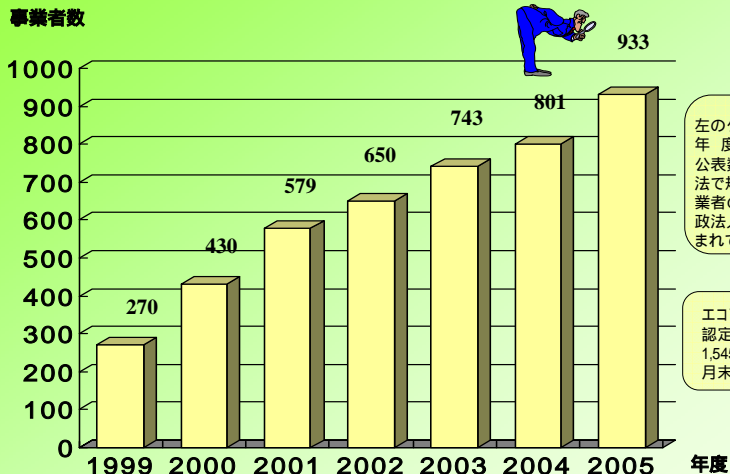
京都メカニズム
クリーン開発メカニズム
SRI推進 等

環境報告書の促進は有力な施策のひとつ

5



環境報告書の普及状況



左のグラフにおける2005年度の環境報告書作成・公表数には環境配慮促進法で規定されている特定事業者の大学法人や独立行政法人等の89事業者は含まれておりません。

エコアクション21の認定登録事業者数は1,545件(平成19年5月末現在)

平成17年度 環境にやさしい企業行動調査(環境省)より作成
調査対象: 東京・大阪・名古屋の各証券取引所の1部2部上場企業
従業員数500人以上の非上場企業等

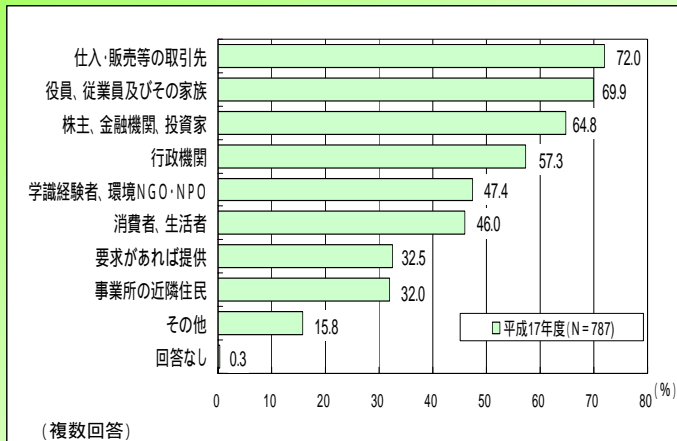
6



環境報告書の配布先

環境報告書を冊子で公表していると回答した787社においては、「仕入・販売等の取引先」が72.0%と最も高く、次いで、「役員、従業員及びその家族」の69.9%、「株主、金融機関、投資家」の64.8%、「行政機関」の57.3%などとなっている。

活用の推進



平成17年度 環境にやさしい企業行動調査(環境省)より作成
調査対象: 東京・大阪・名古屋の各証券取引所の1部2部上場企業
従業員数500人以上の非上場企業等

環境報告書の読み手の意識

環境報告書の問題点

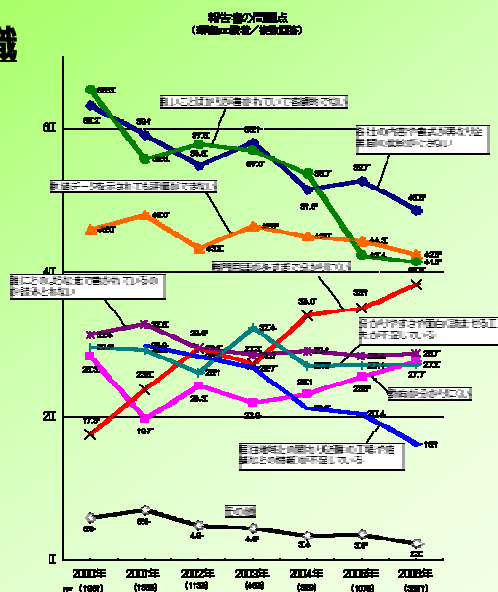
各社の内容や書式が異なり、企業間の比較ができない。(48.6%・低下傾向)

数値データを示されても評価できない。(42.5%・ほぼ横ばい)

良いことばかり客観的ではない。(41.5%・低下傾向)

専門用語が多すぎてわかりにくい。(38.3%・増加傾向)

環境報告書ガイドラインの見直しへ反映



平成19年第7回環境・社会報告書に関する読者の意識調査(NTTレゾナント・三菱総合研究所)より 調査対象:「環境g00」読者

環境報告書の意義

環境コミュニケーション・企業評価(外部機能)

(企業にとって)

事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能
ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するための機能

(社会にとって)

プレッジ・アンド・レビュー(誓約と評価)効果による社会全体の認識の拡大
企業努力と社会評価の相乗効果

事業者自身の環境保全活動(内部機能)

自らの環境配慮の取組に関する環境マネジメントシステム(方針・目標・行動計画等)の策定・見直しツール
経営者の従業員の意識付け、行動促進のための機能

環境報告書を事業者の「窓」とし、ステークホルダーとのコミュニケーションを活性化

環境活動に対する事業者の意識付けの変化

環境負荷低減へ

9



社会に対する説明責任に基づく情報開示機能

事業者は事業活動を通じて大きな環境負荷を発生させているが、公共財ないしは全生命共有の財産である「環境」についてどのような環境負荷を発生させ、どのように低減し、どのような環境配慮の取組を行っているのか等を公表・説明する責任を伝達することができる

10



**ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するための機能
(利害関係者との環境コミュニケーション機能)**

<消費者とのコミュニケーション>

・様々な利害関係者が環境報告書に記載された環境情報を事業者や製品・サービス選択の判断材料とするようになれば、積極的な取組を進めた事業者が正当に評価されることが期待される

<取引先とのコミュニケーション>

・グリーン購入が進展すると共に、取引先の選定等に際して事業者の環境配慮への取組を伝えるための説明資料として使用できる

11



**ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するための機能
(利害関係者との環境コミュニケーション機能)**

<金融機関とのコミュニケーション>

・製品・サービス市場における情報媒体としては環境ラベルがあるが、証券等の資本市場や雇用市場における情報媒体として環境報告書が重要な役割を果たす可能性がある

<投資家とのコミュニケーション>

・積極的に環境配慮に取組む企業を優先的に投資を行おうとする動きが拡大しつつあり、資本政策上で有利になる可能性がある

12



環境マネジメントシステムの推進・見直し機能

- ・外部に報告することにより、事業者自身が報告内容を充実させるため、地形活動における環境配慮の取組の内容やレベルを自主的に高めることができる
- ・社内的に環境情報の収集システムが整備され事業者自身の環境配慮の取組に関する方針、目標、行動計画等を見直したり、新たに策定する契機になる

13



経営者や職員(従業員)の意識付け、行動促進機能

- ・自らの取組内容を従業員に理解してもらい、その環境意識を高めるために環境報告書は従業員研修のツールとして活用できる
- ・環境活動に関する取組を行うことにより従業員自身が自社に誇りを持つことにつながる
- ・環境報告書に経営者の緒言等を記載することにより、経営者自身の意識付けが期待出来る

14



新ガイドライン改訂の背景

- (1) 「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン2002年度版」
「環境報告書ガイドライン2003年度版」を公表し、環境報告書の普及促進
- (2) 環境配慮促進法の施行 平成17年4月施行
- (3) 第3次環境基本計画閣議決定 平成18年4月
(環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上)
- (4) 国内外における企業の社会的責任(CSR)への関心の高まり
国際標準化機構(ISO)の社会的責任の規格化に向けた動き
- (5) 投資家等、利害関係者における情報公開への関心の高まり
- (6) 国際的な動向
ISO14063環境コミュニケーションの指針、GRIガイドライン

環境配慮促進法

- **環境報告書の普及促進、信頼性向上のための制度的枠組を整備し、環境報告書を社会全体で積極的に活用していくことで、事業者の環境配慮の取組を促進するための条件整備を行う。**
- 一定の公的法人(特定事業者)に対する環境報告書の作成・公表の義務づけ
- 平成17年4月1日施行

環境報告書とは

「環境報告書」とはいかなる名称であるかを問わず、特定事業者その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況を記載した文書(第2条第4項)。

環境配慮等の状況とは

環境への負荷を低減することその他の環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、また生じさせる原因となる活動の状況(第2条第1項)。

17



第三次環境基本計画(その1)

市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

1. 現状

実際の持続可能な消費行動に必要な環境に関する情報が消費者等に的確に届いていない

2. 中長期的な目標

製品や企業の環境面から見た情報がわかりやすく提供され市場に参加する関係者の間に普及すること

3. 施策の基本的方向

環境に関する情報共有、コミュニケーションの促進

18



第三次環境基本計画(その2)

4. 重点的取組事項

- ・環境配慮法に基づき環境報告書の作成・公表の普及を図る
- ・環境報告書の作成及び公表等を通じた企業とステークホルダーとの双方向コミュニケーションを推進
- ・消費者等のより多くの利用者に読まれるために環境報告書の有用な情報を整理し、比較検討が可能となる仕組みを構築
- ・環境報告書の信頼性の確保について、事業者自らが行う自己評価の手法を確立するとともに第三者審査機関による審査の状況について調査を行う
- ・投資行動に環境の価値が反映されるようになるために環境報告書、CSR報告書等に加え、企業の業績評価とリンクした情報提供のあり方を検討

19



国際的な動向

2006年10月 GRIガイドライン2006年版策定

国際標準化機構(ISO)で社会責任の規格検討中
2010年発行予定

環境コミュニケーション規格(ISO14063)の発行

2006年8月発行、2007年6月JIS制定

環境・社会関連情報に関する投資家・取引先ニーズの高まり(SRI, Carbon Disclosure Project, RoHS指令、ISO14001 / EA21認証 etc.)

20



ガイドライン改訂の狙い

環境報告書発行の促進

環境報告書発行・公表の件数を伸ばす。

環境報告書活用の推進

社内外のさまざまな場面で活用される報告書
市場における行動に結びつく

21



ガイドライン改訂のスケジュール

- 第1回検討会 10月30日(改訂の方向性の検討)
- 第2回検討会 12月25日(全体構成案の検討)
- 第3回検討会 2月 1日(素案の検討)
- 第4回検討会 3月 9日(パブリックコメント案の検討)
*具体的な「記載する項目及び指標・情報」については、検討会の下部組織として環境パフォーマンス指標ガイドライン改訂ワーキンググループ(WG)を設置し、4回検討。
- 4月5日～25日パブリックコメント
- 第5回検討会 5月29日(最終案の検討)
- 6月28日 新ガイドラインの公表



事業者等の意見の反映

- (1)環境マネジメントに関する企業実務研究会を開催
平成18年11月24日
- (2)環境と金融に関する意見交換会を開催(金融機関の意見を聴取)
平成18年12月12日
- (3)事業者アンケート(改訂のポイントに関するアンケート調査を実施)
平成19年1月～2月 110社を対象に実施し、61社より回答あり
- (4)(社)産業と環境の会「環境問題懇談会」メンバーとの意見交換会
- (5)事業者及び読み手側(企業評価者、NPO、消費者等)のヒヤリング
- (6)パブリックコメント 4月5日～4月25日 111件(48通)

23



新ガイドラインの全体構成

- 序章
- 第1章 環境報告書とは何か
- 第2章 環境報告の全体構成
- 第3章 環境報告における個別の情報指標
- 第4章 「社会的取組の状況」を表す情報指標
- 第5章 環境報告の充実に向けた今後の課題

24



新ガイドライン改訂のポイント(その1)

事業者の環境パフォーマンス指標ガイドラインと環境報告書ガイドラインとの**統合**

環境報告書ガイドラインの**名称の変更**

環境規制から**環境経営を重視**した新ガイドラインの構成

記載する**情報・指標の重点化**

「環境配慮と経営との関連状況」を表す情報・指標(**環境効率指標**)の記載

25



事業者の環境パフォーマンス指標ガイドラインと環境報告書ガイドラインとの統合

環境報告書ガイドライン2003年版と環境パフォーマンス指標ガイドライン2002年版の内容が一部重複しているため使いやすさに配慮して、必要な修正を加え統合。



環境報告書ガイドラインの名称

環境報告書の名称や公表媒体が多様化し環境報告書での環境報告のあり方の指針を示すため、新ガイドラインの名称を「環境報告ガイドライン」とした。



環境規制から環境経営を重視

これまでのような規制対応を中心にした環境保全だけでなく、環境への配慮を企業経営に統合する「環境経営」という考え方に基づく取組が求められている。



記載する情報・指標の重点化

- 情報・指標の重みづけによる記載項目を区分

(1)「記載する項目」

(2)「記載が期待される項目」

「環境経営」強化の方向性から、基本的に「方針、目標、計画、取組み状況、実績」、「法規制で報告義務があるもの」、「既存の環境報告書で記載が定着している情報・指標」。



記載項目の構成(第3章・第4章)

(1) 基本的項目

(2) 環境マネジメント等の環境経営に関する状況

(3) 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた
取組の状況

(4) 環境配慮と経営との関連状況

(5) 社会的取組の状況



「環境配慮と経営との関連状況」を表 わす情報・指標(環境効率指標)の記載

環境効率指標は開発途上の指標ではあるが、
第3次環境基本計画の指標となっていることも
あり、環境報告書に「記載する項目」として扱う。

31



「環境配慮と経営との関連状況」を表 わす情報・指標(環境効率指標)の記載

代表的な環境効率指標

付加価値

$\frac{\text{CO}_2\text{排出量(トン)}}{\text{付加価値}}$ (この逆数も考えられます)

(注)付加価値の値としては、「売上高 - 原材料費等(外部からの購入費用)」もしくは「営業利益 + 人件費 + 減価償却費」等を用いることができます。



新ガイドライン改訂のポイント(その2)

主要な指標等の一覧の導入

環境報告書の信頼性向上に向けた方策の推奨

ステークホルダーの視点をより重視した環境報告の推奨

金融のグリーン化の促進(環境に配慮した投融資の促進)

生物多様性の保全の促進

33



主要な指標等の一覧の導入

環境報告書の内容をできるだけ把握しやすいものにするため、主要なデータ等について一覧性をもって把握できるサマリーの策定を推奨した。

BI-1-4 主要な指標等の一覧

参考資料 掲載例



環境報告書の信頼性向上に向けた方策の推奨

信頼性向上に向けた方策について、旧ガイドラインで参考資料として扱っていた「環境報告書の信頼性向上のための方策」の内容をガイドライン本体で記述し、少なくとも何らかの取組を行うべきことを明示。

第1章6．環境報告書の内容及び信頼性を向上するための作成過程における方策



ステークホルダーの視点をより重視した環境報告の推奨

環境報告書の作成過程においてステークホルダーの視点を重視することを推奨し、ステークホルダー別の留意点を記載。

第1章5．環境報告書活用に当たっての留意点



金融のグリーン化の促進 (環境に配慮した投融資の促進)

環境配慮促進法に基づき、環境情報を勘案した投融資活動を促進していくために、「環境に配慮した投融資の状況」を記載項目として新設。

MP-4 環境に配慮した投融資の状況



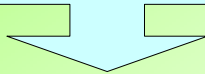
資本市場におけるSRIの促進

SRI(社会的責任を配慮した投資)投資残高

アメリカ:約250兆円超

イギリス:約22兆円

日本:約2600億円



- 日本でも、関心や意識は高いとされており、エコファンド等について、**関心を行動に結びつける商品の開発**が必要。
- 年金基金等**機関投資家による投資の促進**も必要



「環境と金融に関する懇談会」

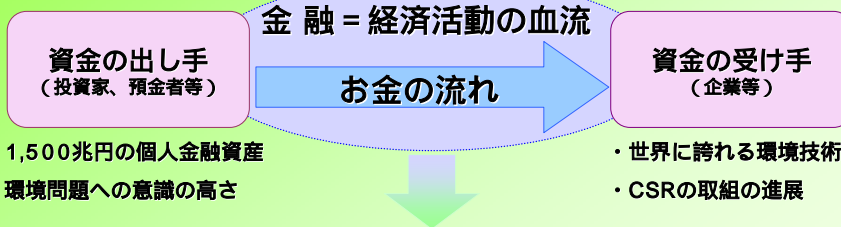
環境問題・社会問題の深刻化

- ・ 時間的・空間的に広がる地球環境問題、少子高齢化、過疎化などの社会問題
- ・ 実体経済に働きかける従来の政策手法だけでは対応に限界

金融をめぐる状況の変化

- ・ ベイオフ解禁、超低金利政策、ネット証券の発展
- ・ 個人金融資産は間接金融から直接金融へ向かいはじめている
- ・ 収益性のみを追求する姿勢への批判

環境保全における金融の役割の高まり



環境等に配慮された「お金」の流れの拡大に向けて

日本の **環境力** と **金融力** の融合を目指す！



金融機関の環境配慮の投融资

	企業単位	プロジェクト単位
投資 直接金融	・ SRI(社会的責任投資)	・ グリーンファンド
融資 間接金融	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担保等の環境リスク評価融資(土壌汚染等) ・ インセンティブ融資(金利優遇) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト・ファインナンス(開発金融等) ・ 環境負荷を直接削減するプロジェクトへの融資



生物多様性の保全の促進

生物多様性への配慮が国際的・社会的にも重要視されていることを受けて、「生物多様性の保全と持続可能な利用」を記載項目として新設。

MP-9 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況



持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言 (仮訳抜粋)

持続可能な開発に関する世界首脳会議・2002年8月26日～9月4日

(我々が直面する課題)

11. 我々は、貧困削減、生産・消費形態の変更、及び経済・社会開発のための天然資源の基盤の保護・管理が持続可能な開発の全般的な目的であり、かつ、不可欠な要件であることを認める。

13. 地球環境は悪化し続けている。生物多様性の喪失は続き、漁業資源は悪化し続け、砂漠化は益々肥沃な土地を奪い、地球温暖化の悪影響は既に明らかであり、自然災害はより頻繁かつ破壊的になり、開発途上国はより脆弱になり、そして、大気、水及び海洋の汚染は何百万人もの人間らしい生活を奪い続けている。



生物多様性の保全の促進

第3次生物多様性国家戦略の見直し
(平成19年度中策定予定)

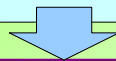
第10回生物多様性条約締約国会議の招致を決定
(2010年)

43

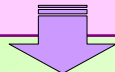


情報公開の促進:「社会的取組の状況」

CSRの視点からも情報公開が重要



環境報告書、CSR報告書、サステナビリティ報告書
等による情報発信

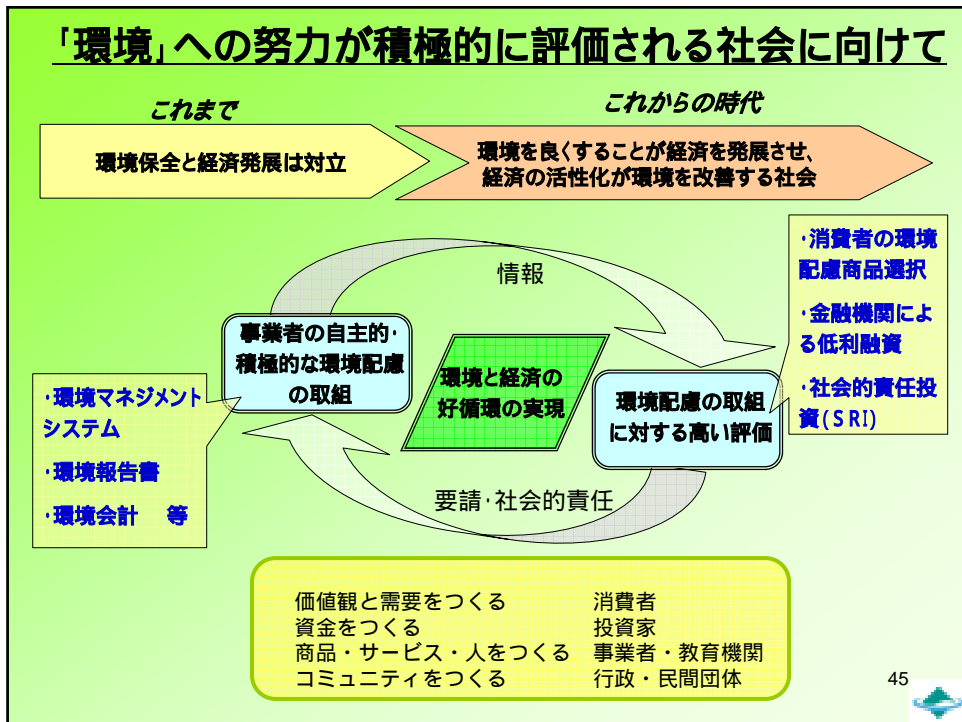


- 読み手にとって理解しやすい報告書作成推進
- 報告書活用を促進し、市場における行動に結びつけることが重要。

44



「環境」への努力が積極的に評価される社会に向けて



環境報告書に関する今後の課題

- ・ステークホルダーとの協働による質の高い環境報告を
- ・環境報告の活用方策について
- ・社会的取組の状況について



ご清聴ありがとうございました。



「環境報告ガイドライン2007年版」
普及セミナー【新たな項目の解説】
金融のグリーン化
生物多様性

講師 ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員 川村雅彦

講師 レスポンスアビリティ 代表取締役 足立直樹

2007年8月29日 / 9月7日

金融のグリーン化
(MP-4: 環境に配慮した投融資の状況)

Copyright © 2007 NLI Research Institute All Rights Reserved

目次

1. 背景
2. 取組内容(例示)
3. 何をどう報告するか
4. 取組報告事例

(参照)環境報告ガイドライン2007:
本文 52～53頁
参考資料 Q&A 110-111頁

Copyright © 2007 NLI Research Institute All Rights Reserved₃

1. 背景

1-1. 市場のグリーン化の進展

商品市場のグリーン化:

製品・サービス選択時の環境配慮

金融市場のグリーン化:

融資・投資・運用時の環境配慮

労働市場のグリーン化:

就職・転職時の環境配慮

Copyright © 2007 NLI Research Institute All Rights Reserved₄

1-2.環境配慮促進法の成立(2004年)

- 事業活動に係る環境負荷等に関する情報の提供と利用についての国・自治体の責務
- 特定事業者の環境報告書の作成・公表義務
- 金融機関を含むすべての事業者による環境情報の提供、他事業者に対する投資等における環境情報の勘案の努力
- 国民による投資等における環境情報の勘案の努力

Copyright © 2007 NLI Research Institute All Rights Reserved₅

1-3.マテリアリティ認識の高まり

- メインストリームにおける財務パフォーマンスに影響を及ぼす環境問題の認識
(特に、GHG排出)

Copyright © 2007 NLI Research Institute All Rights Reserved₆

1-4.環境と金融に関する懇談会(2006年)

- 環境保全における金融(社会経済の血流)の役割の高まり
- 資金の出し手(預金者、投資家、銀行等)から資金の受け手(事業会社、環境ベンチャー等)に至る、環境等に配慮した「お金」の流れの拡大

Copyright © 2007 NLI Research Institute All Rights Reserved₇

2.取組内容(例示)

2-1.金融のグリーン化の報告枠組み

	金融機関 運用機関	事業会社 環境ベンチャー
他者に対する 環境配慮投融資	<ul style="list-style-type: none"> ■環境保全ファンドへの投資 ■環境配慮型融資 	<ul style="list-style-type: none"> ■環境保全ファンドへの出資 ■取引先、現法への投融資 ■預金による金融機関の選定
他者から受けた 環境配慮投融資	<ul style="list-style-type: none"> ■採用されたファンド ■採用されたインデックス 	<ul style="list-style-type: none"> ■採用されたファンド ■採用されたインデックス ■投融資を受けた金融機関
自ら行う 環境配慮運用	<ul style="list-style-type: none"> ■運用における環境配慮 	

Copyright © 2007 NLI Research Institute All Rights Reserved₈

2-2.金融機関・運用機関の場合

	企業(コーポレート)単位	事業(プロジェクト)単位
投資 (直接金融)	<ul style="list-style-type: none"> ■エコファンド:環境経営 ■環境ファンド:環境ビジネス ■土壌汚染再生ファンド 	<ul style="list-style-type: none"> ■グリーンファンド投資
融資 (間接金融)	<ul style="list-style-type: none"> ■土壌浄化融資 ■環境優遇金利融資 	<ul style="list-style-type: none"> ■プロジェクトファイナンス(赤道原則等) ■環境負荷削減事業への融資
運用 自己投資	<ul style="list-style-type: none"> ■ESG配慮の資産運用 	

Copyright © 2007 NLI Research Institute All Rights Reserved₁

2-3.事業会社・環境ベンチャーの場合

投資	<ul style="list-style-type: none"> ■サプライヤー等への投資における環境スクリーニング ■買収対象企業の環境デューデリ ■カーボンファンド等への出資
融資	<ul style="list-style-type: none"> ■サプライヤー、コントラクター等への融資における環境配慮や誘導・指導
運用 自己投資	<ul style="list-style-type: none"> ■預金する金融機関を環境配慮状況による選定 ■自らの年金基金や資産の運用における環境配慮 (自社環境設備投資 = 環境会計を除く)

Copyright © 2007 NLI Research Institute All Rights Reserved

10

3.何をどう報告するか

1. 投資・融資・運用における環境配慮の方針・基本的な考え方
2. 投資・融資・運用における環境配慮の手法・商品の概要
3. 投資・融資・運用における環境配慮の金額、全体の占率等の推移
4. 投資・融資・運用における環境配慮による直接的な環境負荷の削減効果
5. 投資家・アナリストへの説明会の概要 等

Copyright © 2007 NLI Research Institute All Rights Reserved₁

4.取組報告事例 (ディスクロース誌、ウェブを含む)

4-1.金融機関・運用機関

【投資・出資】

- 日本政策投資銀行等:土壌汚染土地買収・再生ファンドへの出資
- モルガン・スタンレー証券:米CDM会社に出資、排出権の購入・転売

【融資】(金利優遇の「環境融資」を除く)

- 日本政策投資銀行:環境経営促進のための「環境格付」による融資
- 三菱東京UFJ銀行:環境負荷削減事業への環境融資と削減効果
- みずほコーポレート銀行:「赤道原則」に則ったプロジェクト・ファイナンス
- 滋賀銀行:「PLB格付」による「しがぎん」琵琶湖原則支援資金
- びわこ銀行:CO₂ダイエット・チャレンジ定期預金、エコライフ定期預金

【運用】

- 中央三井信託銀行:信託方式による排出権の購入と小口化販売
- 西日本シティ銀行:発行コスト優遇のCSR・環境私募債

Copyright © 2007 NLI Research Institute All Rights Reserved₁₂

4-2. 事業会社

【投資・出資】

- 三菱商事 :世界銀行の炭素基金(カーボンファンド)への出資
- 東京電力 :世界銀行の「バイオ炭素基金」への出資

【融資・支援など】

- セイコーインスツルメント :DBJの環境格付融資で最上位ランク所得
- 積水化学工業 :住宅部材供給会社にEA21取得の要請・支援
- リコー :DJSI、FTSE4goodなどのSRIファンドへの採用

【運用】

- キッコーマン(企業年金) :国連の責任投資原則PRIに基づく運用

Copyright © 2007 NLI Research Institute All Rights Reserved

生物多様性

(MP-9:生物多様性の保全と
生物資源の持続可能な利用の状況)

Copyright © 2007 Response Ability, Inc. All Rights Reserved.

目次

1. 生物多様性について
2. 取り組み報告事例

(参照)環境報告ガイドライン2007:
本文 59～60頁
参考資料 Q&A 112-113頁

Copyright © 2007 Response Ability, Inc. All Rights Reserved. 15

1.生物多様性について

1-1.生物多様性とは？

- 多様な**生物種**が存在すること

ただし、それだけではない
なぜ、多様な生物種が存在するのか？

- 多様な**遺伝子**が存在すること

その結果として...

- 多様な**生態系**が作られる

Copyright © 2007 Response Ability, Inc. All Rights Reserved. 16

1-2. 国際的な流れと国内の動き

- 生物多様性条約(1993)
 - COP8の宣言(クリチバ)
 - 各国政府は企業に対して
 - 生物多様性の重要性を周知すること
 - 生物多様性国家戦略の作成への参加を促すこと
 - 国家戦略や条約の目的の達成に資するような活動を促すこと
 - COP10(目標達成年度である2010年に開催)を名古屋市が誘致
- ヨハネスブルグ宣言(2002)
- GRIガイドライン、各種SRI格付調査
- ISO14001(2004)
- 日本の「生物多様性国家戦略」を改訂予定(2007)

Copyright © 2007 Response Ability, Inc. All Rights Reserved. 17

1-3. 生物多様性喪失の原因

- 生息域の変化(開発)
 - 森林伐採、湿地埋め立て、河川工事、道路工事
- 気候変動
 - 地球温暖化 + 他の環境変化(生息環境の悪化)
- 侵略種
 - ペットの野生化、魚の放流、寄生虫・病気の移入
- 過度の利用(乱獲)
 - 食糧・レジャー・皮革製品などのため大量捕獲
- 汚染
 - 化学物質、肥料(窒素、リン)
- 自然災害

99%以上は、人間活動が原因

Copyright © 2007 Response Ability, Inc. All Rights Reserved. 18

1-4. 企業と生物多様性の接点

- 原材料調達(採集)過程
 - 採掘(鉱物資源、石油、天然ガス等)
 - 採集(木材、野生生物、魚等)
- 操業過程
 - 土地開発(工場、畑、養殖池 生息地の破壊等)
 - 環境影響(農作物、養殖 農薬、化学肥料等の使用)
 - 敷地管理(移入種、GMO、土壌の透水性、水温、塩害)
- 原材料調達時の配慮(SCM的管理)が重要

GMO:遺伝子組み替え作物

Copyright © 2007 Response Ability, Inc. All Rights Reserved. 19

1-5. 生物多様性への取り組みの失敗が企業にもたらすリスク

- 操業許可の喪失
- サプライチェーンの分断(事業の停止)
- ブランド・イメージの悪化
- 消費者や環境NGOによる不買運動
- 環境破壊による罰金や市民からの責任の追及
- 金融市場での低い格付け
- 従業員の士気や生産性の低下

出典:「ビジネスと生物多様性」(Earthwatch(Europe), IUCN, WBCSD)

Copyright © 2007 Response Ability, Inc. All Rights Reserved. 20

1-6. どうすればいいのか

1. 原材料調達を持続可能な方法で行うこと
2. 開発ミチゲーションによる影響の最小化
3. 自然再生(種の保護、生息地の保護、移入種等の排除)
4. その他の負荷の最小化

そのために必要なことは

- まず、自社の影響の把握
- 環境教育(社内外)
- NGO、研究者など外部専門家との協働、支援

1-7. まとめ

- 「生物多様性の保全は、企業が取り組むべき課題」という国際的な流れ
- 生物多様性条約のCOP10を名古屋市で開催する2010年には結果が求められる
- 原材料調達、開発が二大チェックポイント
- サプライヤーを巻き込む必要
- NGOなど外部専門家との協働が鍵

2. 取り組み報告事例

2-1. 原材料調達

三菱製紙

- 木材調達方針を制定(2005年)。違法伐採材や遺伝子組み換え材、高い保全価値のある森林の木材、人権問題などのある森林の木材を調達しないことを宣言。
- 輸入チップは全て植林木。さらに2012年には、輸入チップの60%を自社植林地から調達できる見込み

2. 取り組み報告事例

2-2. 開発ミチゲーション

シェル・グループ

- エネルギー会社として初めて「生物多様性基準」を採用。また、企業として唯一、UNESCO (国連教育科学文化機関)が認定している世界遺産地域で事業を展開しないことを表明。
- IUCN (国際自然保護連合)による保護地域の 카테고리 ~ のうち、~ の場所については、自社の影響の最小化に努めるとともに、該当地域での活動を逐次報告している。

シェル・グループの基準

シェル・グループは生物多様性の重要性を認識し、以下のことにコミットしている。

- 生態系を維持するために**社外の人々と協働**する
- 保護地域の基本的概念を尊重する
- シェルが各地の生物多様性を保全することに貢献ができることを可能にする**パートナー**を探す

また、シェル・グループは以下のことを実行している。

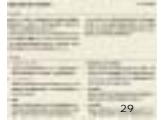
- すべての新規事業、及び既存の事業の重大な変更においては、事前に生物多様性への潜在的な影響を含めた**環境アセスメント**を実施すること
- 国際的に認識された**ホットスポット**における活動の管理に特に集中した注意を払い、その際にはキー・ステークホルダーを見つけ、早期から協議すること

生物多様性を保護するための活動

- オンライン地図情報システムを作り、石油やガスの採掘地、あるいはパイプラインが、保護地域や環境に影響を受けやすい地域と重ならないかを確認し、**プロジェクト設計の早い段階で環境上の問題がないかどうかをチェックできる仕組み**を作った。
- プロジェクトの設計、開発において地元の生物多様性の専門家に相談するように努めるとともに、社内の環境社会健康影響評価の中に生物多様性も統合した。
- **生物多様性を管理システムの中に組み込み**、影響や緩和手段の有効性を監視する。UNEP-WCMC (国連環境計画 世界保全モニタリングセンター)と協力して**生態学的情報を共有**している。
- 経営陣が生物多様性を深刻にとらえるように、内部の保証プロセスの中に組み込んだ。また個別の活動としては、**世界中で120の生物多様性関連のプロジェクト**に参加している。その内容は、科学的プログラム、保護、教育、能力開発、環境保全が地元の人々の生計に役立つための努力などである。

鹿島建設

- 「**鹿島生態系保全行動指針**」を策定(2005年)。建設現場での環境管理計画に組み込む
- 廃棄物最終処分場の建設時に、在来種の生息域を現況保全地として残し、人口湿地を併設するなどの配慮
- 「生態系情報管理システム」というDBをイントラネット上に整備し、顧客に対して環境配慮の提案



「環境社会報告書2006年版」P.28-29

<http://www.kajima.co.jp/csr/environment/2006/index.html>

29

2.取り組み報告事例

2-3.自然再生

Copyright © 2007 Response Ability, Inc. All Rights Reserved. 30

リコー

- CIと協働し、エクアドルで牧草地のために伐採された森林を再生。現地の人々を雇用して、植林と原生林の管理を行う。
- 他、9つの**森林生態系保全プロジェクト**を各地の**NGOや地域住民**との協働を重視して実施。

リコーは環境保全活動を通じて社会に貢献しています。

実施地域	実施内容	活動の目的・効果	活動の経緯
エクアドル	エクアドル国内の森林再生プロジェクト	森林再生による生態系保全と地域住民の雇用創出	2001年より、現地の人々と協働して森林再生プロジェクトを実施。2005年にCIと協働し、森林再生プロジェクトを実施。
エクアドル	エクアドル国内の森林再生プロジェクト	森林再生による生態系保全と地域住民の雇用創出	2001年より、現地の人々と協働して森林再生プロジェクトを実施。2005年にCIと協働し、森林再生プロジェクトを実施。
エクアドル	エクアドル国内の森林再生プロジェクト	森林再生による生態系保全と地域住民の雇用創出	2001年より、現地の人々と協働して森林再生プロジェクトを実施。2005年にCIと協働し、森林再生プロジェクトを実施。
エクアドル	エクアドル国内の森林再生プロジェクト	森林再生による生態系保全と地域住民の雇用創出	2001年より、現地の人々と協働して森林再生プロジェクトを実施。2005年にCIと協働し、森林再生プロジェクトを実施。
エクアドル	エクアドル国内の森林再生プロジェクト	森林再生による生態系保全と地域住民の雇用創出	2001年より、現地の人々と協働して森林再生プロジェクトを実施。2005年にCIと協働し、森林再生プロジェクトを実施。
エクアドル	エクアドル国内の森林再生プロジェクト	森林再生による生態系保全と地域住民の雇用創出	2001年より、現地の人々と協働して森林再生プロジェクトを実施。2005年にCIと協働し、森林再生プロジェクトを実施。
エクアドル	エクアドル国内の森林再生プロジェクト	森林再生による生態系保全と地域住民の雇用創出	2001年より、現地の人々と協働して森林再生プロジェクトを実施。2005年にCIと協働し、森林再生プロジェクトを実施。
エクアドル	エクアドル国内の森林再生プロジェクト	森林再生による生態系保全と地域住民の雇用創出	2001年より、現地の人々と協働して森林再生プロジェクトを実施。2005年にCIと協働し、森林再生プロジェクトを実施。
エクアドル	エクアドル国内の森林再生プロジェクト	森林再生による生態系保全と地域住民の雇用創出	2001年より、現地の人々と協働して森林再生プロジェクトを実施。2005年にCIと協働し、森林再生プロジェクトを実施。

「環境経営報告書2007」P.63-70

<http://www.rioh.co.jp/ecology/report/pdf2007/all.pdf>

31

積水ハウス

- 「5本の樹」計画
 - 「3本は鳥のために、2本は蝶のために」
 - 2001年度より、顧客の庭に日本の原種、自生種、在来種などの樹木を植える提案



「サステナビリティレポート2007」

<http://www.sekisuihouse.co.jp/sustainable/2007/highlight/high04.html>

32

サラヤ

- RSPO(持続可能なパームオイルのための円卓会議)に参画。河岸地域の熱帯雨林保護を提案(ただし否決される)
- 現地政府、NGOとの協働により「ボルネオ保全トラスト」を設立。「ボルネオゾウと森を守るプロジェクト」が「日本経営大賞 環境プロジェクト賞」を受賞



「環境レポート2006」
<http://www.saraya.com/env/06env13.html>

2. 取り組み報告事例 2-4. その他

Copyright © 2007 Response Ability, Inc. All Rights Reserved. 34

企業緑地の活用

- 絶滅危惧種の避難場所
 - 大阪ガス姫路製造所
 - 「兵庫県立人と自然の博物館」で栽培されている西播磨産の植物の導入(36種、うち希少種7種)
- 野鳥サンクチュアリ
 - 味の素東海バードサンクチュアリ
 - 人は立ち入り禁止
 - ライブカメラで観察



・服部(生態学会大会における講演、2005)
・味の素Webサイト
<http://www.ajinomoto.co.jp/company/bird/camera.html?company5=birdCamera>

工場緑地のネットワーク化

- 「とんぼはどこまで飛ぶかフォーラム」
- 京浜臨海工業団地で、横浜市がリード
- 参加企業
 - 東京ガス
 - JFEエンジニアリング
 - 東京電力
 - キリンビール
 - 日本ビクター
- 緑の回廊、水辺の回廊などに発展可能

原口(生態学会大会における講演、2005)

36

本日はありがとうございました。

環境報告ガイドライン2007年版 普及セミナー
環境報告書の活用法～読者の視点から～

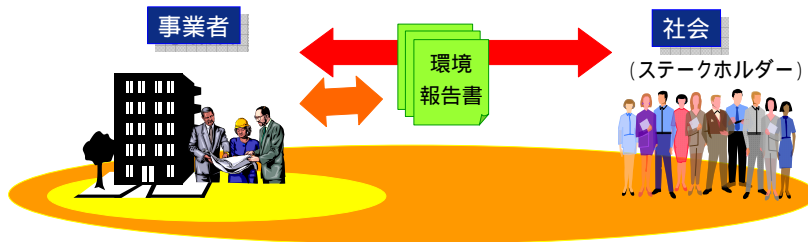
2007年8月29日/9月7日
中間法人 サステナビリティ情報審査協会
会長 魚住 隆太

中間法人 サステナビリティ情報審査協会

- サステナビリティ情報審査協会は、環境報告書の審査手法を示し、審査の公平性、透明性、独立性、信頼性を確保するとともに、効率的、有効な審査を実現することを目的として設立された団体。
(旧名称: 日本環境情報審査協会)
- サステナビリティ情報審査協会の業務内容
 - (1) 審査機関及び審査人の認定・登録制度に関する業務
 - (2) 審査に関する基準等の作成業務
 - (3) 環境報告書等の登録制度に関する業務
 - (4) 審査人の研修制度に関する業務
 - (5) 環境報告書等の審査に関する情報提供業務
 - (6) その他、本会の目的を達成するために必要な業務
- サステナビリティ情報審査協会の会員は現在13機関。協会が認定している審査機関は現在10機関。
(2007年7月現在)

環境報告書の2つの機能

- 外部機能
 - ✓ 事業者と社会とのコミュニケーションツール
- 内部機能
 - ✓ 事業者自身の事業活動における環境配慮等の取組を促進させる



環境報告書の機能 外部機能

外部(社会的)機能

- 事業者と社会とのコミュニケーションツール
 - ✓ ステークホルダーに対して: 環境問題に対する事業者の考え方や対応を伝える。
 - ✓ ステークホルダーから: ステークホルダーが求めていることを知る。
- 社会に対する説明責任に基づく情報開示
 - ✓ 「環境」は共有財産であるという考え方
 - ✓ 「環境」への影響、低減のための取り組みを説明する。
- ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供する
 - ✓ 製品やサービスの選択、投融資先、取引先等の選択等に当たって、環境面やリスク管理に関する情報が判断材料になる。
- 社会とのプレッジ・アンド・レビュー(誓約と評価)による環境活動等の推進
 - ✓ 社会に対して環境配慮等の方針や目標を誓約、公表し、社会がその状況进行评估するというサイクルを通じて、取組が着実に進む
 - ✓ 外部の目や同業他社との比較を意識して、より前向きな取り組みを行っていくことにつながる。

環境報告書の機能 内部機能

内部機能

- 事業者自身の環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直し
 - ✓ 環境報告を充実させようとする意識が、環境配慮の取組内容やレベルを向上させようという意識にもなる。
 - ✓ 社内での環境情報の収集システムの整備。
 - ✓ 環境配慮の方針・目標・行動計画等の見直し、再策定。
- 経営者や従業員の意識付け、行動促進
 - ✓ 環境報告を従業員の環境教育・研修のツールとして利用することで、従業員の環境意識が高まる。
 - ✓ 従業員が環境配慮の取組を通じて自社に誇りを持つ。
 - ✓ 環境報告書に経営者の緒言を掲載することで、経営者自身の意識付けにつながる。



ステークホルダーとの関わり

ステークホルダーとは

- 事業者等の事業活動に対して、直接的または間接的に利害関係がある組織や人物。

環境報告書の対象となるステークホルダー

- 顧客 / 株主・金融機関・投資家 / 取引先 / 従業員およびその家族 / 学識経験者・環境NGO・消費者団体 / 学生等 / 地域住民 / 行政など

環境報告書に記載する重要な項目の考え方

- 環境報告書に求められる情報の内容や質はターゲットとするステークホルダーによって異なる。
- 環境報告書にはステークホルダーが行う意思決定や判断に必要な情報を記載
- ステークホルダーが必要としている情報を的確に抽出するには、ステークホルダーとの協議を行ったり、関与を促進する。

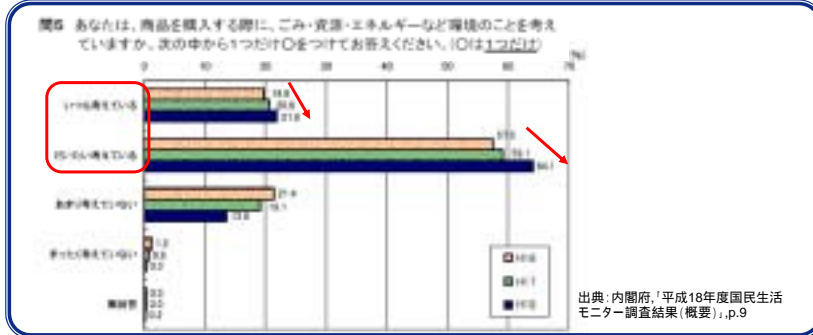


読み手の立場によって、関心事や活用方法は異なる



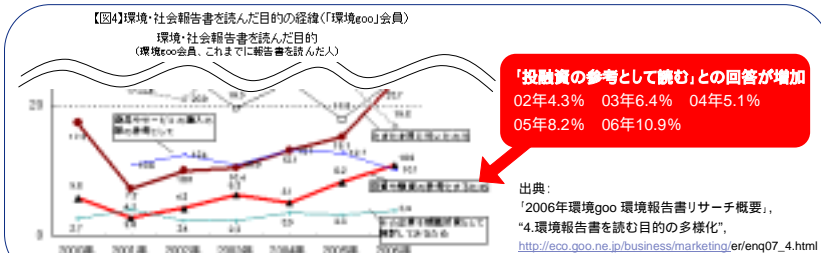
ステイクホルダーごとの活用方法(1/5) (顧客・消費者)

- 製品やサービスを選択する際の判断材料の一つとして、環境配慮等の側面を考慮している。
- 企業の環境配慮の取り組み状況や製品の環境情報を把握するために環境報告書を利用
 - ✓ 内閣府の国民生活モニター調査によれば、**商品を購入する際に、ごみ・資源・エネルギー等を考慮している消費者は年々増加している**。平成18年度調査では、**85.9%の回答者が環境に考慮している**と回答⁽¹⁾。
 - ✓ 同調査によれば、日常の買い物の際に**環境に配慮した行動を取りにくい要因として、「商品についてどのような環境配慮をしたのか、どの程度の環境負荷があるのかなどの情報がわからない」と**回答した人が**約51%に上る**⁽²⁾。



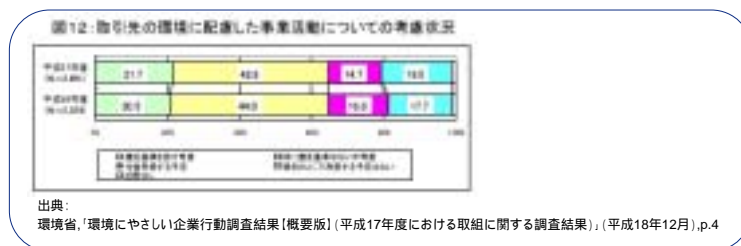
ステイクホルダーごとの活用方法(2/5) (株主、金融機関、投資家)

- 投資や融資の際の判断材料の一つとして、事業活動における環境配慮の取組状況や環境に関する規制遵守状況等に関心がある。
- 環境問題に対する経営者の考え方やビジネスプラン、環境リスクなどを把握するための材料として環境報告書を利用
 - ✓ エコファンドやSRI(社会的責任投資)の広がり
 - ✓ 金融機関によるエクエーター原則の採択の広がり
 - エクエーター原則：プロジェクトファイナンスにおいて、融資するプロジェクトが社会的に責任ある方法で、健全な環境マネジメントを反映して実施されることを確保するための、民間金融機関共通の原則。20カ国52金融機関が採択している。(参照：<http://www.equator-principles.com/principles.shtml>)
 - ✓ 2006年に実施された環境goo環境報告書リサーチでは、**環境・社会報告書を読んだ目的を「投資や融資の参考にするため」と回答した人が増加傾向**にある。



ステイクホルダーごとの活用方法(3/5) (取引先(購入・調達の依頼先や発注の相手先等))

- サプライチェーンマネジメントの一環として、環境問題に適正に取り組むことを取引先の条件の一つとする動きが強まっている。
- 取引先の関心事として、環境マネジメントの状況、化学物質の使用、管理の状況等がある。
- 取引先の環境への取り組み状況や技術開発の状況、情報開示の姿勢を把握するために環境報告書を利用
 - ✓ 環境省が実施した「環境にやさしい企業行動調査」によれば、「取引先の選定に当たり、環境に配慮した事業活動を行っているか否かを考慮している」と回答した企業は64.5%に上り、このうち、選定基準を設けて考慮していると回答した企業は21.7%であった。



ステイクホルダーごとの活用方法(4/5) (従業員等、学識経験者等)

従業員及びその家族

- 従業員の士気の向上や自社への誇りを養うためには、環境方針や自らの事業活動への環境配慮の姿勢を示し、従業員やその家族から理解を得ることが重要。
- 従業員への教育・研修のツールとして環境報告書を利用。
 - ✓ 2006年に実施された環境goo環境報告書リサーチでは、「環境・社会報告書を読んだ目的を「自社の環境や企業の社会的責任への取組を知るため」と回答した人が約24%いる^{*3}。
 - (^{*3}) 2006年環境goo 環境報告書リサーチ概要, 4. 環境報告書を読む目的の多様化, http://eco.goo.ne.jp/business/marketing/er/enq07_4.html

学識経験者、環境NGO、消費者団体

- オピニオンリーダーとして、また事業者の活動を評価し、一般の人にわかりやすく伝える通訳的役割を果たしている。
- 環境配慮の取組状況や事業に伴う環境負荷の経年変化、業界内での比較などに関心がある。
- 企業間比較や経年での取り組み状況を纏めて一般の人に発信するために、環境報告書を利用している団体もある。

ステイクホルダーごとの活用方法(5/5) (学生等、地域住民、行政)

学生等

- 学生等から環境配慮等の取組について評価を得ることは将来の顧客の獲得や有能な従業員の採用等に影響を及ぼす。
 - ✓ 環境分野に特化した求人情報の提供や人材派遣、人材紹介等のサービスの広がり
 - ✓ 就職活動において環境報告書やCSR報告書を活用するよう学生をサポートしている大学もある(活用方法に関する講演、大学の就職部門における環境報告書等の収集・閲覧提供など)。

地域住民

- 特に公害防止の対策や環境事故の未然防止対策等がどのように行われているかについて関心を持っている。
- 事業所単位のサイトレポートは地域住民を意識して重要性を判断することが必要。

行政

- 所管地域内の環境負荷の状況を把握する必要がある。
- 環境基本計画や地球温暖化対策行動計画等において、企業に環境報告を促すことで環境負荷低減を図ろうとする動きがある。
- 行政のグリーン購入として、入札参加や事業発注の条件の一つとして、環境マネジメントシステムの認証取得や環境報告書作成を求める事例もある。



環境報告書の信頼性について

- 環境報告書が有効なツールとして活用されるためには、環境報告書が信頼できるものである必要がある。
- 環境報告ガイドラインでは、環境報告書の内容及び信頼性を向上させるための作成過程における方策として下記の方策を挙げられている。

事業者自らが実施する方策

自己評価の実施
内部管理の徹底
内部監査基準や環境報告書作成の基準等の公開
社内監査制度等の活用

事業者以外の第三者が実施する方策

双方向コミュニケーション手法の組込
第三者による意見
第三者による審査
NGO・NPO等との連携による環境報告書の作成



信頼性の構成要素

環境報告は、信頼できる情報を提供するために、重要な情報の網羅性、正確性、中立性、検証可能性を確保しなければなりません。

引用) 環境報告ガイドライン 第1章 環境報告書とは何か(p14)

信頼性確保の方策と構成要素との主な関係

方策	信頼性			
	網羅性	正確性	中立性	検証可能性
事業者自らが実施	自己評価の実施			
	内部管理の徹底			
	内部監査基準や環境報告書作成の基準等の公開			
	社内監査制度等の活用			
第三者が実施	双方向コミュニケーション手法の組込			
	第三者による意見			
	第三者による審査			
	NGO・NPO等との連携による環境報告書の作成			



© 2007 AZSA Sustainability Co., Ltd., a Japan member firm of KPMG International, a Swiss cooperative. All rights reserved.

13

情報の比較可能性

- 企業や製品を環境配慮の側面から評価し、選択するためには、環境配慮の情報が企業間比較が可能な形で開示されることが不可欠といえる。
- 環境報告ガイドライン2007では比較可能性向上を企図して、以下の内容をガイドラインに追加した。
 - ▶ 環境パフォーマンス指標の経年推移表
 - ✓ 表形式や図形式による開示のサンプル例を提示。(5ヵ年提示を推奨)
 - ✓ パフォーマンス指標ごとに集計対象範囲を明記
 - ▶ パフォーマンス指標の算定方法の統一のため、一般的な計算式を提示

<一般的な計算式が提示されている環境パフォーマンス指標>

・エネルギー起源CO2排出量	・化学物質の排出量、移動量
・CO2以外の温室効果ガ排出量	・廃棄物等の排出量
・総エネルギー投入量	・総排水量
・水資源投入量、循環利用量	・水質汚濁負荷量
・SOx・NOx排出量	・総輸送量、輸送効率



© 2007 AZSA Sustainability Co., Ltd., a Japan member firm of KPMG International, a Swiss cooperative. All rights reserved.

14

環境報告書の活用にあたって

- 期待されること -

- 定期的な環境報告書の発行に加えて、**インターネット等を活用した追加的な情報発信**も有効。
- 社会的に注目を集めている特定の事象や活動、ステークホルダーとの関係から**重要と判断される情報について、トピックスや特集のページを設けて環境報告書に掲載**する等、読み手の関心に応える工夫をすることが期待される。
- 事業者内部においては、**環境報告の内容の十分な把握・浸透と環境配慮への努力**が必要。
- **外部のステークホルダーに対しては**、説明会や記者会見、**意見交換会**等を行い、環境配慮の取組状況や環境経営の方針について説明する機会を設けて活用。
- **環境報告が、投融資や企業評価の際に活用**される機会も増えてくることが期待されている。

まとめ(環境報告書の活用法)

- 環境パフォーマンス指標(定量情報)が比較可能であること
 - 算定方法の開示 (+ 信頼性の担保)
 - 対象範囲の開示
 - **読者が比較・評価 意思決定に利用**
 - 事業者が比較可能な形式での公表
-

(参考資料)

- 環境省「環境報告ガイドライン2007年版」, 第1章, 第5章, 参考資料
- 内閣府「平成18年度国民生活モニター調査結果(概要)」, p.9
- 環境goo「2006年環境goo 環境報告書リサーチ概要」, ”4.環境報告書を読む目的の多様化”, http://eco.goo.ne.jp/business/marketing/er/enq07_4.html
- 環境省「環境にやさしい企業行動調査結果【概要版】(平成17年度における取組に関する調査結果)」(平成18年12月), p.4



ご清聴ありがとうございました。

